○福岡県警察の通信指令に関する訓令

平成22年9月1日

福岡県警察本部訓令第15号

福岡県警察の通信指令に関する訓令を次のように定める。

福岡県警察の通信指令に関する訓令

(趣旨)

第1条　この訓令は、警察通信指令に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。)第8条第2項の規定に基づき、福岡県警察における通信指令に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　通信指令　110番通報等(110番通報その他の緊急通報をいう。以下同じ。)の受理その他初動警察活動に必要な情報の集約を行い、警察通信設備を用いて、地域警察官その他の警察職員が行う初動警察活動に必要な指令、手配、通報及び照会(以下「指令等」という。)を行うことをいう。

(2)　初動警察活動　平時における警察の態勢を前提として行う事件及び事故に即応した初期的な警察活動(その指揮に当たる通信指令を含む。)をいう。

(通信指令の基本)

第3条　通信指令に従事する者(以下「通信指令員」という。)は、通信指令を行うに際しては、規則第2条各号の規定に基づき、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに留意するものとする。

(1)　任務の重要性及び活動の目的　通信指令の任務の重要性を認識し、迅速かつ的確な初動警察活動に資することを目的として活動すること。

(2)　状況判断　通信指令は、危機管理業務という特性があり、常に最悪の事態を念頭に置いて事案の種別及び軽重を判断する必要があることから、常に冷静沈着な状況判断を行うこと。

(3)　組織的な活動　通信指令は、高度に専門的な知識及び技能を有する通信指令員が無線その他の警察通信を通じてそれぞれに異なった事案への対応を行うという特性のある業務であり、特に留意して情報の共有並びに報告及び連絡を徹底しなければ組織的な活動を行うことができなくなるという困難性を有していることから、通信指令員その他の警察活動に従事する者が協力一致して事案に臨み、組織的な活動を行うこと。

(4)　初動警察活動における連携の確保　初動警察活動を行う複数の部門が、初動警察活

動において警察の組織的な総合力を発揮するための最適な判断を円滑に行うことができるようにするため、特に部門間の連携の確保に留意した指令等を行うこと。

(通信指令室)

第4条　福岡県警察本部(以下「警察本部」という。)の通信指令員は、通信指令室(規則第3条の規定に基づく警察本部の通信指令室をいう。以下同じ。)において、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)　110番通報等の受理

(2)　警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報の集約

(3)　指令等

(4)　無線通話の統制

2　地域部通信指令課(以下「通信指令課」という。)の通信指令担当管理官(以下「指令管理官」という。)は、通信指令室において、警察事象に係る110番通報等について緊急の措置を要すると認める場合は、次に掲げる指令等を行うものとする。

(1)　福岡県警察緊急配備規程(昭和56年福岡県警察本部訓令第12号)第3条第1号に規定する緊急配備又は同条第2号に規定する広域緊急配備(以下「緊急配備等」という。)に係る指令等

(2)　当該警察事象を所掌する部門が態勢を整えるまでの間の初動的な措置に関する福岡県警察の職員並びに警察用車両、警察用船舶及び警察用航空機(以下「警察用車両等」という。)の運用に係る指示その他の必要な指令等

(警察署通信室)

第5条　警察署の通信指令員は、警察署通信室(規則第4条の規定に基づく福岡県警察の警察署通信室をいう。以下同じ。)において、通信指令室の活動を補い、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)　警察署に通報される緊急通報その他の警察事象に係る通報の受理

(2)　警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報の集約

(3)　指令等

(4)　署活系の無線通話の統制

2　警察署の通信指令員は、前条第2項の規定による指令等を受けた場合又は当該警察署に通報された緊急通報その他の警察事象に係る通報について緊急の措置を要すると認める場合は、次に掲げる指令等を行うものとする。

(1)　緊急配備等に係る必要な指令等

(2)　当該警察事象を所掌する部門が態勢を整えるまでの間の当該警察署が行う初動的な措置に関する当該警察署の職員及び警察用車両等の運用に係る指示その他の必要な指令等

(通信指令室における指揮等)

第6条　警察本部の通信指令員は、指令管理官の指揮の下に通信指令を行わなければならない。ただし、指令管理官が不在の場合は、通信指令課の通信指令担当課長補佐が指揮を代行するものとする。

2　通信指令室においては、110番通報の受理を行う業務と当該通報に係る指令等(無線通話によるものに限る。)その他無線通話の統制を行う業務とを、それぞれ別の通信指令員が担当するものとする。

3　福岡県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、前2項に定めるところにより通信指令が円滑に行われることを確保するために、通信指令の体制の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(警察署通信室における指揮等)

第7条　警察署の通信指令員は、警察署において通信指令課の分掌事務を所掌する課の長(地域管理官が配置されている警察署にあっては、地域管理官)の指揮の下に通信指令を行わなければならない。ただし、勤務時間(福岡県警察処務規程(昭和51年福岡県警察本部訓令第3号)第16条第1項に規定する勤務時間をいう。)以外の時間にあっては、当直主任が指揮を行うものとする。

2　警察署長は、前項に定めるところにより通信指令が円滑に行われることを確保するために、通信指令の体制の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材育成等)

第8条　警察本部長及び警察署長は、初動警察活動の重要性及び通信指令の専門性にかんがみ、通信指令について適性を有すると認められる者を通信指令員として従事させるよう配意するものとする。

2　通信指令課の長(以下「通信指令課長」という。)及び警察署長は、通信指令員に対し、職務遂行に必要な専門的な知識及び技能に関する指導教養を行うものとする。

3　通信指令課長及び警察署長は、通信指令員の通信指令に係る技能及びこれに関する知識について、検定その他の方法により効果的な把握に努めるものとする。

(広域通信指令のための連絡等)

第9条　通信指令課長は、他の都道府県警察に関連する通信指令については、当該都道府県警察と緊密な連絡を保ち、協力体制をとらなければならない。

2　通信指令課長及び警察署長は、通信指令に関し、消防、海上保安庁その他関係行政機関の長及び公共交通機関の長との連携に努めるものとする。

(運用細目)

第10条　この訓令の運用に関し必要な細目的事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、平成22年9月1日から施行する。